

改正案内人がサポートします



新・制度改正 《NAVI》

～新・制度改正NAVIでは、人事労務に関する最新の法改正情報をお知らせいたします～

新年度（平成26年4月1日）が始まりました。

今回は、新年度から変わる国民年金保険料の取り扱いについてご案内いたします。

（年金機能強化法施行）

変更のポイントは4つ

さかのぼって免除申請ができるようになります。

納付免除期間の国民年金保険料が納付できるようになります。

付加保険料も2年間納付できるようになります。

とてもお得！

注目！！ 『2年度分前納制度』が出来ました。

さかのぼって免除申請（ ）ができるようになります。

これまでは、遡って免除申請ができる期間は、『申請時点から遡って直近の7月以降の分まで』でした（学生納付特例は4月）。

ですが、本年4月からは、過去2年（正確には2年1ヶ月前）までに遡って申請できるようになりました（学生納付特例も同様です）。

免除申請とは？

失業など経済的に国民年金保険料が納付できない場合、申請をして承認を受けることによって、国民年金保険料の納付義務を免除する制度です。

免除のパターンには、全額免除、半額免除、4分の3免除、4分の1免除、の4つあります。



納付免除期間の国民年金保険料が納付できるようになります。

これまでは、納付免除を受けている方が保険料を納めるときは、追納制度が利用できました。しかし、追納制度は加算金が付く場合がありました。

そこで、本年4月1日からは、納付免除期間のうち本人が申し出た期間については、通常通り、国民年金保険料を納付することができるようになりました。



付加保険料も2年間納付できるようになります。

これまでの付加保険料は、納期限（翌月末）までに納付しなければならず、追納制度などは認められておりませんでした。

そこで、本年4月1日からは、基本となる国民年金保険料と同様に、納期限から2年間のうちに納めることができるようになりました。

注目！！『2年度分前納制度』が出来ました

とてもお得！

本年4月1日より、『2年度分前納制度』が始まりました。

この制度は、従来の前納制度※をさらに一歩進めて、よりお得な割引が受けられる
ものです。

この制度を利用すると、2年間で約 14,000 円 もお得になります！！

なお、この制度は、【口座振替のみ】となりますのでご注意ください。

(現金納付では利用できません)

従来の前納制度はどうなる？⇒今後も利用することができます。

ちなみに、これまで認められてきた前納制度は、5つあります。

- ・1年分前納（口座振替利用）⇒年間 約 3,840 円 割引
- ・1年分前納（現金納付） ⇒年間 約 3,250 円 割引
- ・半年分前納（口座振替利用）⇒年間 約 2,080 円 割引
- ・半年分前納（現金納付） ⇒年間 約 1,480 円 割引
- ・1ヶ月前納（口座振替利用）⇒年間 約 600 円 割引

ご注意事項

本制度の利用につきましては、必ず事前の申請が必要となりますので、

お住まいの市区町村や年金事務所へお問い合わせ下さい。

